

平成 26 年 1 月 31 日  
住宅局 建築指導課

神鋼ボルト株式会社が製造したボルトの大臣認定不適合への対応について

## 1. 概要

建築基準法第 37 条に基づく大臣認定<sup>\*</sup>を受けたボルト 9 種類（別紙）について、認定の条件（ボルトの焼入温度・焼戻温度、座金の材質等）に違反して製造していたことが判明した旨、1 月 21 日に神鋼ボルト株式会社から国土交通省に報告がありました。また、これについては 1 月 22 日に神鋼ボルト株式会社より公表されています。

※建築基準法第 37 条の規定により、建築物の柱・梁等に使用するボルトは、JIS 規格に適合するもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを使用することとされています。

## 2. 現在までの対応

国土交通省では、報告のあったボルトの性能確認について、次のように神鋼ボルト株式会社に指示しました。

- ・建築基準法第 37 条第二号に規定する品質に関する技術的基準に適合するものであるかを確認すること
- ・適合するものである場合には、指定性能評価機関において評価を受け、改めて認定申請をすること

これを受け、まず、報告のあったボルトのうち近年受注・生産の実績のある 4 種類のボルトについて、指定性能評価機関において品質に関する技術的基準に適合するものである旨の評価が行われ、神鋼ボルト株式会社から認定申請があったことから、現在の製造条件をもとに審査を行い、本日（1 月 31 日）付けで大臣認定を行いました。

## 3. 今後の対応

### （1）神鋼ボルト株式会社への対応

原因究明を行い、再発防止策を検討し、国土交通省に報告するよう指示します。

### （2）未認定のボルトに関する対応

今回認定したボルトと同様に、残りの 5 種類のボルトについても引き続き対応するよう神鋼ボルト株式会社に改めて指示します。また、品質に関する技術的基準に適合しないものがあつた場合には、改修等の必要な措置を講じるよう指示します。

問い合わせ先 国土交通省住宅局建築指導課

武藤（内線 39547）、歌代（内線 39533）

TEL:03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（夜間直通）、FAX:03-5253-1630